

電気通信大学資金運用管理委員会要項

制定 令和3年2月18日

最終改正 令和6年5月1日要項第2号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学資金管理規程第5条の規定に基づき、電気通信大学資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 資金運用計画に関すること
- (2) 資金運用実績に関すること
- (3) その他資金運用に関する重要事項

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 財務責任者
- (2) 大学基金を担当する理事
- (3) 総務部長
- (4) 総務部財務課長
- (5) 総務部総務企画課広報・基金・卒業生室長
- (6) その他財務責任者が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財務責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第5条 委員会は、半期に1回以上開催するものとする。

- 2 委員長は、前項のほか、必要に応じて随時委員会を招集することができるものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長又は委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務部財務課が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、令和3年2月18日から施行する。

附 則 （令和6年5月1日要項第2号）

この要項は、令和6年5月1日から施行する。